

第 6 1 号議案

中野区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、公示送達の方法について規定を整備する必要がある。

中野区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中野区後期高齢者医療に関する条例（平成20年中野区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。